

保育所等訪問支援 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、合同会社makana（以下「事業者」という。）が開設する児童発達支援・放課後等デイサービス アトリエさくら/スタジオさくら（以下「事業所」という。）において実施する指定障がい児通所支援の保育所等訪問支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）に係る事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定保育所等訪問支援の円滑な運営管理を図るとともに、障がい児及び通所給付決定を受けた保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の5第1項に規定する支給決定を受けた障がい児の保護者をいう。以下「保護者」という。）の意思及び人格を尊重し、障がい児及び保護者（以下「障がい児等」という。）の立場に立った適切な指定保育所等訪問支援の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、障がい児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、こども基本法（令和4年法律第77号）及びこどもの権利に関する条約の精神にのっとり、こどもの最善の利益を優先して考慮し、こどもの意見表明権を保障するとともに、地域との結び付きを重視し、障がい児等の所在する市町村、他の指定障がい児通所支援事業者、指定障がい児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障がい児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障がい児通所支援事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

3 指定保育所等訪問支援の実施に当たっては、保護者の必要な時に必要な指定保育所等訪問支援の提供ができるよう努めるとともに、障がいの有無にかかわらず、全てのこどもが様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学びあい、成長していく共生社会の実現に向けて、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進に努めるものとする。

4 前三項のほか、法及び「青森市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（令和元年青森市条例第1号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 児童発達支援・放課後等デイサービス アトリエさくら
- （2）所在地 青森市大字浪館字志田 38-6

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（保育士）

管理者は、事業所の従業者の管理及び事業の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定保育所等訪問支援の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）児童発達支援管理責任者 ２名（常勤職員）

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

ア 適切な方法により、障がい児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障がい児等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障がい児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

イ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、訪問先施設と連携し、事業所が提供する指定保育所等訪問支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障がい児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定保育所等訪問支援の目標及びその達成時期、指定保育所等訪問支援を提供する上での留意事項等を記載した通所支援計画の原案を作成すること。

ウ 通所支援計画の原案の内容を障がい児等に対して説明し、文章により障がい児等の同意を得た上で、作成した通所支援計画を記載した書面を障がい児等に交付すること。

エ 通所支援計画作成後、通所支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも６か月に１回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画を変更すること

オ 利用申込者の利用に際し、障がい児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障がい児通所支援等の利用状況等を把握すること。

カ 障がい児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障がい児に対し、必要な支援を行うこと。

キ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（３）訪問支援員 ３名（常勤職員）

訪問支援員は、児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画に基づいた支援を行う。保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための支援を行う。

（営業日及び営業時間等）

第５条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

（１）営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、８月１３日から８月１５日、１２月３０日から１月３日までとする。

（２）営業時間 午前９時から午後１８時までとする。

（３）サービス提供時間 午前１０時００分から午後１７時００分までとする。

（指定保育所等訪問支援の内容）

第６条 事業所が行う指定保育所等訪問支援の内容は、次のとおりとする。

（１）個別支援計画の作成

個別支援計画は、訪問先施設と連携して作成し、支援の提供時間（**30**分以上）を保育所等

訪問支援計画に定めるものとする。

（２）基本事業

ア 障がい児本人に対する支援

障がい児以外の児童との集団生活への適応のための支援、その他必要な支援を行う。

イ 訪問先施設の保育士等に対する支援

障がい児以外の児童との集団生活への適応のための支援、その他必要な支援を行う。

（３）自己評価・保護者評価・訪問先施設評価の実施

事業所は、従業者向け保育所等訪問支援評価表、保護者向け保育所等訪問支援評価表及び訪問先施設向け保育所等訪問支援評価表を活用した三者評価を概ね年 **１** 回以上実施し、その結果を公表するものとする。

（主たる対象者の障がいの種類）

第 **７** 条 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児。

（保護者から受領する費用の額等）

第 **８** 条 指定保育所等訪問支援を提供した際には、保護者から当該保育所等訪問支援に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

２ 法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、前項に掲げる指定保育所等訪問支援に係る利用者負担額のほか、保護者から法第 21 条の 5 の 3 第 2 項の規定により算定された障がい児通所給付費の額の支払いを受けるものとする。

３ 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

４ 費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。

（利用者負担額等に係る管理）

第 9 条 事業所は、保護者の依頼を受けて、障がい児等が同一の月に指定障がい児通所支援を受けたときは、障がい児等が当該同一の月に受けた指定障がい児通所支援等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 21 条の 5 の 3 第 2 項の規定により算定された障害児通所給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「令」という。）第 24 条第 1 項に規定する負担上限月額又は令第 25 条の 5 第 1 項に規定する高額障がい児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定障がい児通所支援等の状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、障がい児等及び指定障害児通所支援等を提供した指定障がい児通所支援事業者に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 10 条 通常の事業の実施地域は、青森市の区域とする。

（非常災害対策）

第 11 条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救

出その他必要な訓練を行うものとする。

（感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策）

第12条 事業者は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業者は、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

（2）事業者は、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（3）事業者は、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。

（業務継続計画の作成）

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定保育所等訪問支援の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（苦情解決）

第14条 提供した指定保育所等訪問支援に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定保育所等訪問支援に関し、法第21条の5の21第1項の規定により青森県知事又は市町村長が行う報告若しくは文章その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して市町村又は青森県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は青森県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第15条 事業所は、その業務上知り得た障がい児等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た障がい児等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た障がい児等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の指定障がい児通所支援事業者等に対して、障がい児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文章により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第16条 事業者は、利用者に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為は行わない。また、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な体制の整備を行うとともに、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）虐待防止のための委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。当該委員会には外部委員を含めるよう努めるものとする。

（2）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（3）前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者及び責任者を置く。

（4）学校、保育所等、教育・保育等を提供する施設その他児童が利用する施設の職員、教育・保育等従事者等による児童に対する性暴力等の防止等に関する法律（令和5年法律第57号）に基づき、児童対象性暴力等の防止に関する措置を講じる。

（身体拘束の禁止）

第17条 事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録することとする。

3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）身体拘束等の適正化のための委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

（2）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（3）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（協力医療機関）

第18条 事業所は、障がい児の病状の急変等に備えるため、次のとおり協力医療機関を定める。

（自己評価・保護者評価・訪問先施設評価）

第19条 事業所は、支援の質の向上を図るため、従業者向け保育所等訪問支援評価表、保護者向け保育所等訪問支援評価表及び訪問先施設向け保育所等訪問支援評価表を活用した三者評価を実施するものとする。

2 自己評価は概ね年1回以上実施し、保護者及び訪問先施設に対してもアンケートによる評価を求めるものとする。

3 前項の評価結果については、事業所内で検討を行い、支援の質の向上に向けた改善を図るとともに、その結果をインターネットのホームページ等により公表するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第20条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（1）採用時研修 採用後6カ月以内

（2）継続研修 年1回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、障がい児等に対する指定保育所等訪問支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定保育所等訪問支援を提供した日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。